

令和6年10月

過積載運行の防止について（お願い）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から運輸及び交通行政に対しましては、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車による過積載運行防止につきましては、平成6年5月、過積載違反に対する罰則の強化、自動車の使用制限、過積載要求行為の禁止等車両使用者及び荷主・荷受人対策の強化を内容とする改正道路交通法が施行されたところであり、当連絡会議と致しましても、毎年秋頃に「過積載絶減運動月間」を定め、諸対策を講じてきたところです。

ご承知のとおり、過積載運行は自動車の安全性を低下させ重大事故を惹起させるのみでなく、騒音・振動・排気ガス等による交通公害をもたらす要因ともなり、さらには道路管理や労務管理の面にも悪影響を及ぼす等の弊害をもたらしています。

このような過積載運行の絶減を期するためには、運送事業者・運転者の自粛はもちろんのことですが、とりわけ荷主の皆様のご理解とご協力が不可欠な状況にあります。

過積載運行は改正法施行後一時的には減少しましたが、平成9年4月より運送事業者による過積載運行違反に対する行政処分基準の大幅な強化が行われたにもかかわらず、未だに違法な運行が後を絶たない状況にあります。

そのため、当連絡会議では令和6年11月1日～11月30日までを「過積載絶減運動月間」と定め、街頭取締等のキャンペーンを実施することとしました。

つきましては、過積載運行の危険性等を十分ご理解いただき、過積載運行防止に特段のご協力をお願い申し上げます。

熊本県過積載防止対策連絡会議（会長 九州運輸局熊本運輸支局長）

[構成機関]

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・ 熊本県 | ・ 熊本市 |
| ・ 熊本県警察 | ・ 九州総合通信局 |
| ・ 九州地方整備局熊本河川国道事務所 | ・ 西日本高速道路(株) |
| ・ 九州運輸局熊本運輸支局 | 九州支社熊本高速道路事務所 |
| ・ (公社) 熊本県トラック協会 | |